

令和7年度 第1回太宰府市障害者施策推進協議会 議事録（要約）

○日時 令和7年8月19日（火） 18時30分～19時55分

○場所 市役所3階庁議室

○協議事項

- 議題 （1）第5次太宰府市障がい者プランの進捗状況について
（2）太宰府市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗状況について
（3）その他

○内容

- 開会
- 委員・事務局自己紹介
- 副会長選出
- 傍聴人の報告
- 資料確認
- 議事「太宰府市障害者施策推進協議会規則」第6条に基づき、会長が議事進行

議題（1）第5次太宰府市障がい者プランの進捗状況について

説明 資料1「第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書・報告書」の内容について説明

事務局）

資料1は、令和3年3月に策定した「第5次障がい者プラン」について前年度の取り組み報告と今年度以降の取り組み計画を記したものです。

- ・基本目標1 権利を守っていきます
- ・基本目標2 自分らしい自立した生活を支援していきます
- ・基本目標3 社会参加の機会を充実していきます

これらの基本目標ごとに説明を行います。続いて、事前にいただいた質疑・意見への回答をあわせて説明し、その後、委員の皆さまからの補足説明や追加質問について事務局より回答いたします。

基本目標1

質疑・意見

A委員）意見・質疑書一覧（1）No. 1

手話施策推進法が総務省のHPにも掲載されており、子どもたちへの手話教育について書かれていますので、ぜひご覧ください。

B委員）意見・質疑書一覧（1）No. 4

ほのぼのサービス（日常生活自立支援事業）は、市から一部補助を受けて実施している社協の独自の事業です。

順番待ち状況について、現在、相談をお受けしたものの契約に至っていない方が、令和6年度末時点で13名いらっしゃいます。なお、令和6年度末の契約者数は55名となっております。また、例えば毎日のように電話相談をされる方もおり、1日あたりの対応件数は19件にのぼっており、それを社協の職員4名で行っているという状況です。そのため、待機者解消が進まず、すべてのニーズにお応えしきれていないという課題があります。

C委員) 意見・質疑書一覧(1) No. 6

確定申告の際に、イオンの駐車場から会場までの距離が非常に遠く、イスもなく、ネット事前予約の受付から終了まで5時間ほどかかる状況でした。特に、障がいを持った方が確定申告を行う際には、この条件では現実的な対応が難しいと感じました。会場までが近くなるだけでも非常に負担は減ると思います。この現状を皆さまに知っていただきたく、意見として出させていただきます。

基本目標2

質疑・意見

B委員) 意見・質疑書一覧(1) No. 10

レスパイトケア事業について、市民の方、医療従事者の方、介護職の方も含めて、ほとんどこの事業を認知していないと思う。今後、より一層の周知活動を行っていただきますようお願いいたします。

D委員) 意見・質疑書一覧(1) No. 12

「こころの相談」について、実施方法に工夫を加えていただけたらと思います。納税の手続き方法が分からない場合や、生活全般に関する不安を抱えている方を対象とした相談会のような仕組みを設けることが望ましいかもしれません。

過去に福岡市で、自殺対策を目的とした総合窓口を年に数回開設したことがあります。その際には家庭問題や経済的な問題の相談が特に多かったとされています。こうした課題に向き合える相談窓口を設置することで、市民の方々の不安や悩みを総合的に解決できる体制が整うのではないかと感じています。

D委員) 意見・質疑書一覧(1) No. 16

最近、特殊詐欺の被害に遭われている方が増加しており、ロマンス詐欺の被害者や「8,000万円が当選しました」という内容のメールを信じ、その後の指示を受けて待つ間に15万円を支払ってしまった事例などが報告されています。今後、特に障害をお持ちの方が詐欺の被害対象となる可能性があるのではないかと懸念しています。

基本目標3

質疑・意見

E委員) 意見・質疑書一覧(1) No. 18

5歳児検診についてですが、福岡市などで既に導入が始まっていると伺っています。近隣で検討中または開始している自治体があれば教えてください。

⇒事務局)

申し訳ございません。現時点では把握できておりません。

F 委員) 意見・質疑書一覧 (1) No. 18

身体障害者協会の活動として、10 月に演奏会を開催する予定です。特に難聴者の方にどのように楽しんでいただけるかについて教えていただきたいです。

⇒事務局)

最近、スポーツの分野では障がいのある方が参加できる大会が増えてきたところですが、文化・芸術の分野については、太宰府市においてまだ弱い部分があると認識しております。

議題 (2) 太宰府市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗状況について

説明 資料2 「太宰府市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」の内容について説明

事務局)

資料2について、令和6年度、令和7年度および令和8年度を対象期間とした現行計画の進捗状況を説明いたします。

続いて、事前にいただいた質疑・意見への回答もあわせてご説明いたします。

その後、委員からの補足説明や追加質問について、事務局より回答いたします。

質疑・意見

D 委員) 意見・質疑書一覧 (2) No. 2

就労選択支援が令和7年10月から開始されますが、国としては今後この制度を義務化していく方向と考えられます。就労継続支援B型の利用者数は増加している一方で、人材不足などの要因から、利用できる事業所がなかなか増えないのではないかと考えられます。市ではこの点についてどのように考えていますか。

⇒事務局)

今のところ、筑紫保健福祉環境事務所に相談が寄せられているのは2事業所であり、おそらく10月1日以降に就労選択支援として指定を受けることになるのではないかと伺っております。また、就労移行支援事業所が就労選択支援として事業を開始する可能性があると考えています。

なお、令和9年度までの経過措置として、すでに就労移行支援の研修を受けている方については就労選択支援員としてのサービス提供が可能となります。ただし、その後は、就労選択支援の研修を受けた人のみがサービスの提供を行えるようになる予定です。そのため、この制度が本格的に動き出すのは令和10年度からになると見込んでいるところです。

⇒G委員)

現時点で就労選択支援の事前協議を行っているのは、筑紫保健福祉環境事務所管内で2件のみとなっています。就労選択支援サービス指定に関する県の事業所説明会が6月下旬に開催されたため、各事業者が就労選択支援についての検討を進めている状況ではないかと考えています。

H委員)

アセスメントは必ず必要になるのでしょうか。

⇒事務局)

原則として、就労経験がない方等が新規に就労継続支援B型事業所を利用される場合には、新たに創設されたこの就労選択支援でアセスメントを受けた上で、その方に最も適している選択肢を決定していくという仕組みが、令和7年10月から導入される制度となります。継続利用されている方については、ご本人が希望された場合は制度の利用が可能です。必ずしもアセスメントを受ける必要はありません。

D委員) 意見・質疑書一覧(2) No. 3

就労継続支援の在宅利用について、本来、就労継続支援B型は事業所に通所し、そこで訓練を行うことが基本的な形ではあります。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅での作業を行うことが可能となりました。コロナ禍以降も在宅で利用する方は一定数存在している中で、厚生労働省では、在宅サービスによる支援効果が認められる方について、市町村が判断した場合には在宅利用が可能であるとしています。太宰府市として、利用者に対して適切なサービスが提供できているかに関して懸念があったため、意見として挙げさせていただきました。

⇒事務局)

原則として、通所することに大きな意義があると考えております。しかしながら、利用者の状態によっては、通所が難しい場合もございます。そのため、状況に応じて在宅での作業を認めているところです。

また、国では、事業者が利用者と1日2回連絡を取ることを義務付けており、市が書類上で確認する形となっています。

ただし、在宅利用において、効果がどこまで出ているのかを検証することは現時点では非常に難しい状況です。今後実施する就労選択支援におきましても、アセスメントを通じて適切な支援が提供されることが求められる部分であると感じております。

議題(3) その他

・事務局より連絡事項

次回の協議会は、「次期障がい者プランの策定」を議題として開催。後日、日程調整する。

終了